

第十五編 生活費問題

概説

生活費問題を取扱ふには第一に賃銀の趨勢と物價の趨勢とを知る必要がある。而して後政府其他の物價調節政策を一瞥するが順序であらう。然し賃銀は労働者状態に於て、物價は經濟篇に於て取扱てゐる故に茲には物價と賃銀との關係を簡單に述べ、主として賃銀生活者の生計状態と政府及び民間の物價調節政策及び運動を略述しよう。然し本論に入る前に一言しなければならぬのは近年生活費問題に關し著しく注意が拂はれるやうになり、殊に今年に入りて東京府、大阪府、大阪府、神奈川縣等が相續いて労働者の生計調査をなし其報告を發表したと云ふことである。又小賣商人の暴利に對して政府當局者が取締りを嚴重にし、未曾有の注目を社會から惹いたことである。そして皮肉にも其結果、政府が多年産業振興獎勵の名の下に保護獎勵して來た同業組

合が物價低落を妨げ暴利を貪る傀儡となつて居ると云ふことが暴露したばかりでなく政府の對策が期らずもデレンマに陥つたと云ふことである。

最後に日用品廉賣施設が各地を通じて驚く可き程旺盛になり、各都市に公設市場を見ざるものは殆んどなく、各都市に於ける中産階級以下のものは漸く之れを利用するに至り、都市によつては(京都市の如き)日用品小賣値の標準相場が公設市場によつて決定せられる程發達して來たこと、及、生活改善同盟を初め、農商務省膽入りの世帯會

全國商業會議所發起の國民節約會(大阪に於てはむだせぬ會と云ふ如く土地によつて名稱を異にして居るが)其他が生活改善促進運動を起して來たこと等は夫れ々々注目し値することである。(公設市場及び生活改善促進運動に就ては本所發行十一年版社會事業年鑑を参照され度い)

第一 物價と賃銀

物價状態

大正九年三月の經濟界の反動の襲來を劃して我國物價は漸落步調に轉じ、大正十年に入りて益々下向き四月には近年に於ける最低指數を示した。然るに翌五月から再び昂勢に歸り爾後十月まで漸騰を續け年末二月に於て初めて稍低落の傾向を示すに至つた。日本銀行が東京五十六品に就いて調査したる總平均指數を示すと次の如くである。(明治卅三年十月を一〇〇とす)

東京物價(日銀調査)

	十年	九年	八年
一月	二五	二六	二七
二月	二七	二四	二五
三月	二五	二七	二七
四月	二五	二七	二七
五月	二五	二九	二八
六月	二五	二七	二五
七月	二五	二六	二九
八月	二五	二二	二四
九月	二五	二四	二四
十月	二九	二六	二五
十一月	二五	二二	二五
十二月	二六	二二	二五

即ち十年十二月の指數は最高時たる九年三月に比すると約一割五分の低落であるが

之を大正三年十二月(指數一一九)に比するから急騰して漸く十一月から低落を示したに至り、七、八、九の三ヶ月は動かす十月よと二十三割強に當つて居る。其他の食料品は四月を最低に一騰一落してり少し上向いた。之を九年末に比すれば本

更に生活費の主要部分を占むる穀物其他の食料品、織物及其原料、燃料等に就て物原料は三月最低に以後漸騰して十月に至るて居るやうである。更に生活費の主要部分を占むる穀物其他の食料品、織物及其原料、燃料等に就て物原料は三月最低に以後漸騰して十月に至るて居るやうである。更に生活費の主要部分を占むる穀物其他の食料品、織物及其原料、燃料等に就て物原料は三月最低に以後漸騰して十月に至るて居るやうである。

は三月を最低に漸騰の傾向を辿つたが四五十一月から低落の歩を辿るに至つた。燃料六七の四ヶ月は保合と云うてもよく、九月に至つては一月を最高に漸次低落して七月

各種別騰落比較 (備考△印ハ下落)

九、十連月騰貴品別

品別	指數		騰落數	
	十月末	九月末	十月對九月末	九月對八月
穀類	一六九・六	一五九・三	一〇・四	一三・八
其他食料品	二八一・二	二五四・七	二六・四	九・四
織物及同原料	二五二・八	二四九・〇	二・八	一四・一
金	一三八・〇	一三四・五	三・五	△〇・六
燃料	二九四・七	二四五・〇	四七・七	一
建築材料	二五三・八	二五一・八	一・〇	三・三
工業用品	二九九・五	二四三・〇	△三・五	△二・三
印刷紙	一八一・七	一七五・七	九・〇	△四・六
肥料	二七二・九	二七一・九	一	△一五・六
平均	二五三・四	二四一・四	一二・〇	三・〇
總平均	二六六・八	二〇五・八	二一・〇	八・二

右表の如く大體に於て九、十の兩月が引續き騰貴したのであるが此等の連月騰貴品を更に明瞭ならしむるため品別に示すと次の如くである。

係關絹及綿B		品係關同及料食A														
絹	綿	金	木	羽	眞	練	馬	漬	清	醬	家	豚	大	穀	大	内
絲	綿	布	絹	二	絹	鈴	精	薯	物	酒	油	鴨	肉	豆	麥	米
三三・九	二二〇・一	二二二・二	二二二・二	二二二・二	二二二・二	以上十一品(二十二品中)	一四七・七	一八七・五	三二〇・二	三三二・九	四〇九・六	一四三・九	三〇七・七	一三三・〇	一〇〇・六	一四〇・一
二四六・一	二二三・三	二四四・八	二四四・八	一九二・一	二二二・二	一七八・九	二〇〇・〇	三三三・六	二五五・二	四三三・二	一六〇・七	三三三・一	一四四・八	一三二・七	一一二・四	一四九・九
二五五・四	二二六・七	二四七・八	二四七・八	一九二・五	二二二・二	一九七・〇	二〇八・三	五九〇・九	二八〇・五	四四一・一	一七八・六	三三三・八	一六九・五	一三八・六	一三三・五	一九七・七
二五五・四	二二六・七	二四七・八	二四七・八	一九二・五	二二二・二	一九七・〇	二〇八・三	五九〇・九	二八〇・五	四四一・一	一七八・六	三三三・八	一六九・五	一三八・六	一三三・五	一九七・七

以上五品(十六品中)

右は總て卸値に依つたものであるが、小賣値の指數は如何に動いたであらうか、果して卸値を並行して騰落して居るかどうかを知るために大阪商業會議所の調査したる指數によつて日用品小賣市價の動きを一瞥すると次の如くである。

小賣指數 卸賣指數
 十年一月十七日 一〇〇 一〇〇

二月十六日 一〇一
 三月十六日 一〇一
 四月二日 一〇一
 五月二日 一〇一
 六月二日 一〇一
 七月二日 一〇一
 八月二日 一〇一
 九月二日 一〇一
 十月三日 一〇一

十一月十六日 一一〇
 十二月十六日 一一七

更に此卸小賣値の開きを一層明瞭ならしむるために、同商業會議所の調査せる主要日用品卸小賣値及其値開きに就て左の五品を通して一年間の狀勢を見ると次の如くである。

大正十年	白米 (一升)		醬油 (一升)		牛肉 (百匁)		ワドン (一玉)		砂糖 (二斤)	
	卸小賣價	卸小賣價	卸小賣價	卸小賣價	卸小賣價	卸小賣價	卸小賣價	卸小賣價	卸小賣價	卸小賣價
一月十七日	八二	〇・〇一五	一〇〇	〇・一四五	八二	〇・三五〇	九三	〇・二二一	八六	〇・五〇〇
二月十六日	八三	〇・〇三三	一〇三	〇・〇八八	一〇四	〇・四五〇	一〇〇	〇・〇三二	九六	〇・〇五〇
三月二日	八七	〇・〇一八	一〇三	〇・〇三三	一〇四	〇・四七〇	九八	〇・〇〇八	九八	〇・〇七〇
四月二日	八三	〇・〇二二	一〇一	〇・〇三〇	一〇〇	〇・〇五〇	八九	〇・〇八五	八九	〇・〇五八
五月二日	八四	〇・〇二二	九九	〇・〇一九	一九	〇・五五五	八九	〇・〇八五	八九	〇・〇五三
六月二日	八三	〇・〇三〇	一〇四	〇・〇七〇	一一	〇・五七〇	八九	〇・〇八五	八〇	〇・〇六三
七月二日	八五	〇・〇三〇	一〇五	〇・〇八三	一一	〇・五七〇	八九	〇・〇八一	八四	〇・〇四五
八月二日	九三	〇・〇一八	一一〇	〇・〇三三	一一	〇・五七〇	八九	〇・〇八五	八七	〇・〇四八
九月二日	一〇一	〇・〇三四	一一三	〇・〇五三	一一	〇・五八〇	八九	〇・〇八五	八七	〇・〇六四
十月三日	一〇二	〇・〇三八	一一四	〇・〇六〇	一一	〇・五八〇	八九	〇・〇八五	八三	〇・〇六〇
十一月二日	一〇三	〇・〇四〇	一一四	〇・〇六〇	一一	〇・五八〇	八九	〇・〇八五	八一	〇・〇四五
十二月二日	一〇三	〇・〇三七	一一六	〇・〇七六	一〇六	〇・五五五	八九	〇・〇七五	八四	〇・〇四七

又一時點を取つて之れを見ると大正十年七月十六日現在に於ける狀況が次の如く示してゐる。

品種	卸賣値	小賣値	差額
白米	三〇二	三三三	二一
改良麥	一四〇	一六六	二六
大豆	一六三	三〇五	一四二
味噌	五八	八八	三〇
醬油	八八九	九八〇	九一
牛肉	九三〇	一五〇〇	五七〇
鶏卵	四八〇	六一〇	一三〇
澤庵	六〇	九一	三一
鰹節	一七五〇	二〇二五	二七五
砂糖	二九五	三四三	四八
玉葱	二二	四五	二三
馬鈴薯	二〇八	四一九	二一一
甘藷	一九六	三〇〇	一〇四
鹽蛙	一四八	二五〇	一〇二
椎茸	一六〇〇	一九〇〇	三〇〇
干瓢	一三〇〇	一五二五	二二五
晒木綿	九九〇	一〇七五	八五
棉	四四〇〇	五三七五	九七五
モスリン	四四六	六二五	一五九
木炭	三四〇〇	四二七五	八七五

品種	大正九年	八年	七年	六年	五年
乾物	一、六三二	一、七六八	一、五二五	一、四九四	一、五〇三
白米	四、〇六六	四、〇〇六	三、八五三	三、八二三	三、七三三
鳥獸肉	一、六三二	一、七六八	一、五二五	一、四九四	一、五〇三
酒	一、六三二	一、七六八	一、五二五	一、四九四	一、五〇三
醬油	一、六三二	一、七六八	一、五二五	一、四九四	一、五〇三
魚類	一、六三二	一、七六八	一、五二五	一、四九四	一、五〇三
蔬菜果實漬物	一、六三二	一、七六八	一、五二五	一、四九四	一、五〇三

薪 三三〇 五四五 二二五
 斯く卸小賣値に驚く可き開きを見・小賣値は決して卸値に並行して上下してると云ふ事は云ひ得ないのである。其れだけ消費者は小賣商人に暴利を食られて居ると云へるのである。
 此不自然なる卸小賣値の開きを見て今更の如く驚き、秋に入つてから暴利取締、世帯の會其他種々物價調節方策を講じたけれど、現今の配給制度のある以上、大した効果の見え相にもない。現に東京府當局者は管内の暴利商人を取締らむとするや、忽ち同業組合法に突き當つて進退兩難に陥つたのである。

東京市に於ける販賣店數調

我國に於ける中間商人の數は夥しきものであらうが、昨大正九年六月一日現在によつて東京市が調査したる市内商店數と市内

人口に對する比例とを考察してみやう。
 大正九年六月一日現在東京市内の販賣店總數は五萬三千三百三十七であり、同年十月一日國勢調査による東京市内の人口數は二百十七萬三千六百六十二人、世帯數は四十五萬六千八百二十であるから、店數一に對する人口は四一・二人、世帯八・六の割合となるのである。且つ同市に於ける一世帯平均人口は四・八人となつて居るから一商店の家族一人に對し一・八世帯に當るのである。換言すれば東京市民は八戸半で一軒の商店を持ち、約二戸で商店の家族一人の生活を保證する形となつて居るのである。勿論此等の商店中には卸問屋があり地方へ通信販賣を行ふものも含まれてゐるが、併し各種の商品が如何に多くの販賣者の手に分れて市民に供給されるかは、ほど窺知しうるのであらう。

品種	三、一四八	二、九六九	二、七五〇	二、六〇〇	二、五七〇
魚類	三、一四八	二、九六九	二、七五〇	二、六〇〇	二、五七〇
蔬菜果實漬物	三、六九二	三、六四四	三、五八六	三、四八三	八、六六三
鳥獸肉	九六一	八四四	八二〇	八〇一	八六九
酒	三、七〇五	三、六六五	三、五八六	三、四七七	三、三三二
醬油	三、七〇五	三、六六五	三、五八六	三、四七七	三、三三二

品名	店數一個に對する世帯數				
	大正九年	八年	七年	六年	五年
西洋食料品	二九三	三三〇	二九六	二三四	三二六
砂糖	五六二	五六三	五四四	四四九	四三三
菓子	八五五	八九〇	八九三	八三三	七三三
燃料	三、六三一	三、五三三	三、三五二	三、〇七五	二、九五六
油類	五四一	五四九	五四五	五三七	五五二
建築材料家具飲食器	二、九三四	二、九五五	二、八四一	二、七九五	三、三一一
織物及衣類	二、八七七	二、八〇七	二、五七四	二、五二四	二、四〇一
小間物化粧品	二、三三一	二、四八二	二、四三四	二、三三五	二、一九九
西洋雜貨	一、一八二	一、九二八	一、八三〇	一、八四八	二、一六六
履物傘類	四、三七三	四、四八五	四、二四八	四、一三四	三、三六九
藥品	一、八九七	一、八七四	一、七三三	一、五九六	一、四四〇
金物及瓦斯電燈用器	二、七〇九	二、四八二	二、二四九	一、九六二	一、八八二
硝子器陶磁器	一、五二〇	一、三三二	一、二二三	一、〇九四	一、〇四三
文房器及書籍雜誌	二、〇四七	二、一五九	二、〇〇三	一、九六四	一、八二一
玩具類	八五五	九五九	八八一	八〇六	六六九
合計	三三、三七七	三六、二三四	三二、六七七	三〇、二一九	二七、九五二
白米	一一三、一	一一二、二	一一五、二	一二七、五	一一六、五
乾物	二八〇、一	二六〇、一	二九三、一	二九九、九	二八七、三
魚類	一四五、一	一五二、四	一六一、五	一七二、七	一七〇、一
蔬菜果實漬物	一三三、七	一三三、〇	一二五、九	一三八、七	一一九、四
鳥獸肉	四六五、七	五三三、四	五四一、五	五五九、四	五〇〇、四
酒醬油	一三三、三	一二三、六	一二五、九	一二九、六	一三〇、六
西洋食料品	一五六、四	一四〇、四	一五〇、〇	一九一、四	一三三、四
砂糖	八一四、三	七九八、一	三四七、四	九九八、〇	一〇五三、九
菓子	五三、六	五〇、五	四九、八	五四、四	五六、三
燃料	二五、八	二七、二	二三、五	一四、七	一四、七
油類	八三六、二	八八八、四	八二四、七	八三四、四	七六七、八

生活費問題

品名	店數一個に對する人口數				
	大正九年	八年	七年	六年	五年
建築材料家具飲食器	一五五、五	一五〇、〇	一五六、三	一六〇、三	一三二、三
織物及衣類	一五八、四	一六〇、一	一七三、五	一七八、二	一八一、一
小間物化粧品	二〇五、七	一八一、〇	一八二、四	一九三、七	一九七、八
西洋雜貨	三八六、五	二二三、〇	二四二、六	二四三、五	二〇〇、八
履物傘類	一〇四、五	一〇〇、二	一〇四、五	一〇八、五	一一九、一
藥品	二四〇、八	一三九、八	二五七、九	二八〇、八	三〇一、〇
金物及瓦斯電燈用器	一六八、六	一八一、〇	一九二、四	二三八、四	二三一、一
硝子器陶磁器	三〇三、五	三四五、一	三六六、一	四〇九、六	四二七、〇
文房器及書籍雜誌	二二二、二	二〇八、一	二二二、七	二三八、二	二三八、八
玩具類	五三四、三	四六八、五	五〇四、〇	五五六、六	六五〇、一
合計	八、六	八、三	八、六	九、一	九、一
白米	五八四、一	五三八、六	五五三、〇	五六四、〇	五五九、二
乾物	一三四四、五	一三四八、五	一四〇六、九	一四三九、五	一三七九、〇
魚類	六九六、五	七三六、七	七七五、二	八二四、二	八一六、五
蔬菜果實漬物	五九三、八	五八五、六	六〇四、三	六二七、七	五七三、一
鳥獸肉	二三五、四	二五五、五	二五九、四	二六八、五	二四〇、一
酒醬油	五九一、八	五八八、五	六〇四、三	六三三、一	六三六、九
西洋食料品	七五〇、九	六七四、九	七三〇、五	九一九、五	六四〇、三
砂糖	三九〇、八	三八三〇、九	四〇六七、五	四七九〇、四	五〇五三、九
菓子	二五七、三	二四二、四	二二九、〇	二六一、一	二七〇、二
燃料	六〇三、八	六一〇、六	六三六、〇	六九九、四	七〇六、一
油類	四〇三三、四	三九二八、三	三九一〇、六	四〇〇五、一	三七八一、四
建築材料家具飲食器	七四六、四	七三〇、〇	七五〇、二	七六九、四	六三三、二
織物及衣類	七六〇、三	七六八、五	八二八、〇	八五五、四	八六九、三
小間物化粧品	九八七、四	三六八、八	八七五、五	九三三、〇	九四九、四
西洋雜貨	一八五五、二	一一八八、四	一一六四、五	一二六四、〇	九六三、八
履物傘類	五〇一、六	四八一、〇	五〇一、六	五三〇、八	六二九、七

藥	品	二五、八	二五、〇	二二七、九	一三三、八	一四四、八
金物及瓦斯電燈用器		八〇、三	八六、八	九四七、五	一〇九六、三	一一〇九、三
硝子器陶磁器		一四三、〇	一六六、五	一七五七、三	一九六六、一	二〇〇九、三
文房器及書籍雜誌		一〇七、四	九八、九	一〇六四、二	一〇九五、四	二〇〇一、六
玩具	具數	二五四、六	三三八、八	二四九、二	二六七、七	三〇〇、五
合計		四一、三	三九、八	四一、三	四三、七	四三、七

(備考)
一、販賣店の分配方法は例へば荒物屋の如きものは其の主なる商品の販賣分配に入れた。

大阪に於ける最近六ヶ年の物價と勞銀との關係

大阪府産業部に於ては大正三年以降現在に至るまでの物價と勞銀との關係を調査して居るが今昨年末までの調査を略記すると次のやうである。

大正三年七月	物價	一〇〇	勞銀	一〇〇
四年一月		一〇二		九九
五年一月		一四四		一〇四
六年一月		一五三		一一二
七年一月		二一五		一三三
八年一月		二五五		一六七
八年十二月		二三七		一七一
九年三月		三二七		二五〇
同年六月		三四五		二七三
同年七月		二七〇		二六三

即ち大正三年七月現在の物價及勞銀指數

二、商店對人に於ける總人口は九年は第一回國勢調査第一次發表に依りそれ以前は東京市調査の九年末人口數と第一回國勢調査のそれとの差を基として、東京市調査の人口より算出したものである。世帯數は國勢調査の一世帯の平均四・八人を以て各年度の總人口を除いた數である。

斯く見て來る時は現在の配給制度を認むる以上、小賣商人其他諸種の中間商人に法外なる暴利を貪られても仕方ないやうに思はれる。

を各一〇〇として其後の趨勢を示したのであるが、大正四年から物價は鰻上りに騰貴し勞銀も之れに伴つて騰貴したが其率は物價の比でなかつた。大正七年十月には物價は大正三年の十五割餘の騰貴を示したが勞銀は僅に六割七分の騰貴を示すに過ぎなかつた、此當時こそ天下を騒がした米騒動の勃發を見た時であつた。更に同年末には休戦の噂が傳つたので財界は混亂に陥り物價は約一割下落したが勞働問題が喧しくなつて來たので勞銀は約一割騰貴した。されど物價は戦後になつても先を見越して依然として強調を持続し八年十二月には物價は二十一割餘、奔騰し勞銀も亦十五割の騰貴を示して居るが物價と勞銀との開きは只益々

臺灣に於ける最近七ヶ年の物價と勞銀との關係

臺灣總督府殖産局商工課の調査する處によると、大正三年以降九年迄の臺北市に於ける物價と勞銀との指數を見るに次の如くである。

大正三年	物價	100.00	勞銀	100.00
	内地人	100.00	本島人	100.00

四年	九六・九四	九七・七四	一〇三・七
五年	一〇三・五七	九三・三三	一〇四・六六
六年	一〇七・三三	一〇三・七三	一〇五・九
七年	一〇六・五五	一〇五・九六	一〇六・三三
八年	一〇六・四	一〇七・七四	一〇五・三四
九年	一〇二・六	一〇七・三四	一〇五・八七

即ち歐洲戰亂勃發當初たる大正三年の物價指數、勞銀指數を百として其後の趨勢を示すのだが、大正四年には物價下落と一般事業界の不振に伴ひ内地人勞銀下落し、五年に到り物價は稍騰貴したが内地人勞銀は尙ほ下落したが之は前年來土木建築工事不振に陥り大工、左官、石工、瓦葺等の需要減退し工事の割合に職工の過剰を來たし自ら下落の止むなきに至つたのである。然るに内地にては戰亂の好影響により諸工業の勃興と共に職工の需要頗る増加し内地に歸還する者を生じた爲めに賃銀割安なりし本島人職工の需要を喚起し前者の下落に反し後者は騰貴するの奇現象を呈した。而して大

正六年より物價は漸騰し内地に於て米騒動の惹起を見たる大正七年には物價は六割七分の躍騰を示し。勞銀にあつては内地人五割二歩本島人六割の騰貴を示し、大正八年は一般に高調を呈し企業熱は高まり通貨は連續的膨脹して物價は十割六分、勞銀は内地人九割八分、本島人十九割五分の狂騰を示した。

第二 生計状態

東京府下の各種職工收入状態

種類	上半期月收	下半期月收
種 類	上半期月收	下半期月收
製 絲	四一・二五	三八・七六
製 綿	三一・九七	三一・六一
製 色	二六・一六	二二・五三
製 紙	六〇・七一	五五・二五
肥 料	五一・三五	四八・〇四
瓦 斯	四八・七九	四七・八五
瓦 斯	二二・六二	二一・四二
瓦 斯	五六・七四	五一・七二
瓦 斯	七〇・三一	六八・四四
印刷工	七五・〇五	八〇・八二
印刷工	三三・六〇	三七・六一
菓子工	五三・一七	五五・〇五
菓子工	二一・二六	二三・〇〇

東京府下職工の生計状態

警視廳工場課に於て大正九年五月下旬以來の不景氣が管内各工場二十歳以上の男女職工の賃銀の上に與へた影響に就て調査した結果三十五種類の各種職工中却て賃銀の増率を見たのは印刷工と菓子工のみにて他は皆一様に著しく低下して居る其調査表に

大正九年五、六、七の三ヶ月に亘り東京府産業部が管内の職工に付き生計調査を行つたが、其中の一部なる六月を取つて之れが平均生活費を見れば次の如くである。

月 收 別	世 帯 数	食料	居 住	被 服	光 熱	衛 生	教 育	交 通	通 信	交 際	娛 樂	圖 書	保 險 及 貯 蓄
五十圓以上六十圓未満	一五	三・七五	五・六〇	一・〇三	九・三	四・四〇	三・〇三	二・二二	三・三二	〇・七九	〇・四四	三・三三	三・三三
六十圓以上七十圓未満	一五	三・七五	五・六〇	一・〇三	九・三	四・四〇	三・〇三	二・二二	三・三二	〇・七九	〇・四四	三・三三	三・三三
七十圓以上八十圓未満	一五	三・七五	五・六〇	一・〇三	九・三	四・四〇	三・〇三	二・二二	三・三二	〇・七九	〇・四四	三・三三	三・三三
八十圓以上九十圓未満	一五	三・七五	五・六〇	一・〇三	九・三	四・四〇	三・〇三	二・二二	三・三二	〇・七九	〇・四四	三・三三	三・三三
九十圓以上	一五	三・七五	五・六〇	一・〇三	九・三	四・四〇	三・〇三	二・二二	三・三二	〇・七九	〇・四四	三・三三	三・三三

六十圓以上七十圓未満	三	三・四	五・三	一・二〇	九・七七	三・八五	一・〇九	一・八五	二・四三	一・五〇	〇・三三	二・三三	二・五五	〇・八九	一・九七	三・四〇	五・〇五	六・七四
七十圓以上八十圓未満	三	三・四	六・九	一・九一	八・二四	四・二二	一・三三	二・三三	二・二〇	一・二四	〇・七八	三・三六	三・一六	〇・七一	一・七九	四・七五	四・四四	六・八七
八十圓以上九十圓未満	四	三・七	六・五	一・八五	一一・五三	五・二五	二・三二	二・五四	三・三三	一・二四	〇・七	二・四六	四・三三	〇・七三	二・六五	六・六八	四・〇三	八・〇七七
九十圓以上百圓未満	四	三・七	七・〇	一・五九	一一・三七	四・六七	一・七九	二・四一	四・三五	二・二五	〇・三三	四・一〇	四・三三	〇・八一	二・五九	八・六五	五・八五	八・五七七
百圓以上百十圓未満	四	三・八	七・二	一・四六	一一・四〇	四・九七	三・六〇	二・八三	四・一九	一・二二	〇・三三	五・六〇	五・〇九	〇・八六	三・三三	四・〇〇	八・三三	九・〇三二
百十圓以上百二十圓未満	三	三・七	六・五	二・五九	一一・三三	四・五七	二・七八	二・五七	三・五二	一・二四	〇・二九	三・六一	四・〇七	一・〇三	三・九八	七・四七	七・七六	八・四二八
百二十圓以上百三十圓未満	七	四・七	六・九	三・六九	一六・八九	五・五五	二・五二	三・五九	三・一四	二・四〇	〇・二四	五・三〇	五・七〇	〇・七三	四・九二	一・三三	七・一六	九・九七三
百三十圓以上百四十圓未満	六	四・五	八・三	二・七六	一五・三三	五・二五	二・一三	二・五九	三・三八	二・三六	〇・三六	四・七九	六・五五	〇・七〇	五・三〇	一・二二	三・九〇七	九・八三七
百四十圓以上百五十圓未満	元	四・五	七・四	二・〇五	一一・六六	三・五七	一・九一	三・三二	六・二五	一・〇八	〇・三六	四・二九	七・三三	一・三〇	三・七二	一・五三	三・三六	一・〇五・六四
百五十圓以上百六十圓未満	二	三・八	六・六	〇・九五	一六・三七	四・八〇	四・三三	三・七九	五・三四	一・四四	〇・三二	三・九	九・八	〇・八一	四・五	八・〇〇	二・五九	二・〇三二

大阪府下職工の生活状態

大阪府下の労働者の生活状態を調査するため大阪府工場課が本年二三月の兩月に亘つて堺市外九郡工場及び自由労働者中より一家を維持せる者百廿六名を選び豫め印刷せる家計簿を配付し日々の收支を洩れなく記入せしめ之れによつて兩月各別に集計調査したが今其の三月分によつて見ると大體次の如くである。

調査所帯總數	百二十六
一世帯平均人員	四人七分
平均収入額	六十一圓〇六錢
世帯主のみ	八十二圓六十一錢
家族全體	七十八圓三十二錢
平均支出額	七十八圓三十二錢

内譯

食料費	三十一圓五十八錢	四〇・三%
家賃	五圓四十三錢	六・九%
家具什器費	九十八錢	一・二%
被服身廻費	八圓三十錢	一〇・六%
光熱費	六圓七十三錢	八・六%
醫藥費	二圓五十四錢	三・二%
湯銭理髮石鹸費	二圓六十五錢	三・四%
教育育児費	三圓七十一錢	四・八%
交通費	一圓十二錢	一・五%
通信費	八錢	〇・一%
交際費	四圓七十五錢	六・一%
娯樂費	四圓九十二錢	六・三%
圖書費	六十四錢	〇・八%
雜費	四圓〇一錢	五・一%
辨濟	八十九錢	一・四%
保險貯蓄	五圓〇七錢	六・五%
生計費に對する収入の過不足は世帯主のみの収入によると各郡市とも不足で二月は		

十五圓廿六錢、三月は十七圓廿六錢の平均不足額となり、全家族の収入を以てする時辛うじて平均額四圓廿九錢(三月)の超過を示して居るが東成、泉北、南河内、三島の四郡は全収入を以てするも尙全支出を償ふ能はざる状態にある。

最後に各郡市の生計費及食料費一ヶ月一人の平均額は次の如くである。

郡市別	平均食料費	平均生計費
堺市	六・四八	一五・七二
西成	八・〇九	二〇・二六
東成	六・三三	一五・九三
泉北	七・一一	一八・七五
泉南	六・〇三	一三・〇七
南河内	六・五九	一七・六四
中河内	五・九〇	一三・九〇
北河内	六・八〇	二二・一二

三島	五・四三	一・二・六四
豐能	六・五〇	一・六・三五
平均	六・七二	一・六・六六

月收別支出平均百分率表

大阪市内労働者の生計状態
 大阪市役所労働調査課が大正八年十二月より同九年六月に亘りて市内労働者に就き生計調査を行つたが、其一部なる六月を抽出して生活費として支出する額を費目に依り百分率を以て示せば次の如くである。

月收別	世帯の人数	費目													
		食料	住居	被服	靴及下駄	燃料	保健及衛生	教育	精神上の必要	家具及什器	掛金及税金	貯金及保険	辨済	交通及通信	其他
五〇以上	五	四・五	一六・六	六・〇	一・五	三・五	五・四	〇・七	二・九	一・〇	二・三	—	〇・九	—	〇・七
七〇以上	九	四・六	一七・三	八・五	二・五	五・〇	四・八	〇・六	四・九	一・〇	二・二	—	一・四	—	一・六
八〇以上	三	四・〇	一〇・〇	八・六	二・四	五・一	四・三	〇・三	三・五	二・六	一・五	—	五・三	—	二・七
九〇以上	九	四・三	一〇・三	八・九	二・三	四・四	四・四	一・九	四・九	四・一	〇・三	—	七・四	—	七・〇
一〇〇以上	九	四・七	一〇・六	三・五	三・八	三・六	六・三	一・〇	六・二	二・七	〇・六	—	七・七	—	八・〇
一〇〇以上	三	四・九	一〇・六	五・九	一・六	二・五	三・九	〇・六	五・六	五・四	—	—	—	—	七・四
一〇〇以上	三	四・九	一〇・六	五・九	一・六	二・五	三・九	〇・六	五・六	五・四	—	—	—	—	七・四
一〇〇以上	二	四・七	一〇・三	二・〇	二・三	三・七	五・四	〇・八	五・七	六・六	—	—	—	—	六・三

神奈川縣下俸給生活者及労働者の生計状態

神奈川縣内務部が大正九年中管内の

小學教員	三〇	警官	一九	會社員	一〇
銀行員	一	官吏	七	公吏	二
職工	六	人夫	八	農業	三
植木職	二	古物商	三	質商	二
鍛冶屋	三	桶屋	一		

を始め其他雜職業合計百廿一世帯に就て調査したる處によると大體次の如くである

生活費問題

先づ収入に就て一瞥すれば總収入六十圓以下の者一四・六十圓以上百圓未満五四・百圓以上四一世帯である。今實例の二三を擧げると次の如くである。

一、小學校教員 世帯主四十三歳、同年の妻、十二歳と十歳の男兒、七歳の女兒を有する五人家族
 収入額九十五圓六十二錢（外に貯金引出二十圓）（七月）

内譯 俸給	七六・五〇
住宅料	七・〇〇

支出額百六圓七十七錢
 内譯 主食物 三二・二八（米四斗二〇・四）
 〇、麥一斗二升二・七〇・パン三・八二・ソッパ一・三五・鰻井三・二〇・辨當八一）
 副食物 一四・一九
 嗜好品 二・七六
 衣類 九・〇〇
 住居費 一三・五九（家賃十圓、四同十三疊半）

光熱費 一二・一〇

保健費 三・二六

養育費 六七

讀書費 四・二五

交際費 七・一五

雜費 七・五二

臨時費 五・〇〇

準備金 一・〇〇(貯金)

貯金總額百廿五圓、生命保險 七百圓、

二、警官(警部補) 世帯主卅五歳、妻卅一歳

五歳三歳の男兒、八歳的女兒

収入額 八八・〇三

内譯 俸給 三八・〇〇

臨時手當 二九・〇〇

宿直料 一〇・〇〇

被服料 二・四五

月額旅費 三・〇〇

世帯數 三人 未滿

生存費 六

食糧費 三九・八九

主食物 一八・一七

副食物 二・三三

嗜好品 八・一六

嗜好品 八・一六

嗜好品 八・一六

嗜好品 八・一六

支出額 八四・九二

内譯 主食物 二二・三〇

割食物 一四・三五

嗜好品 六・五〇

衣類費 四・五三

住居費 九・五〇(九・〇〇家賃)

光熱費 五・七〇

保健費 九・一一

養育費 五・八三

讀書費 一・九五

交際費 一・九〇

雜費 二・二五

貯金保險費 一・〇〇

三、沖人夫 世帯主四十三歳妻四十八歳、十

三歳十一歳の女兒の四人家族

均支出額が次の如き數字を示して居る

収入額 五六・二四

内譯 口給 五〇・七〇(七月中一九)

内職 五・五四

支出額 五一・六九

内譯 主食物 一七・四五

副食物 九・六六

嗜好品 三・〇三

住居費 四・〇〇(家賃、一)

光熱費 二・七九

保健費 一・二四

養育費 二・九六

書籍費 〇・四五

交際費 二・〇〇

雜費 五・五八

外に負債返済 六・五〇

之れを家族の員數別によつて見る時は平

均支出額が次の如き數字を示して居る

衣類費 一〇・〇三

住居費 二一・八八

光熱費 四・八一

生存費計 六〇・七五

文化生活費 三・二八

保健費 三・二八

文化生活費 三・二八

養育費	△	一・四六	二・三三	二・三三	二・七二	五・一一	〇・六二
讀書費	△	三・五三	一・五九	四・八一	一・五八	三・三三	二・〇四
交際費	△	七・四四	三・八六	四・三二	四・九五	三・四四	〇・七六
雜費	△	四・五九	三・二五	八・六六	七・六三	六・〇〇	一・三六
總支	△	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
總收	△	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
備考	△印は百分比						

神奈川縣が之れを通して知り得たる各階級を通ずる普通生活費の平均數を見るに次の如くである。

一、最低生活費

家族員數	總支出	總收入
俸給生活者	三・七	一・〇三・七
日給生活者	四・三	八・一・三
不定收入者	三・二	八・八・六
備考	總支出中には旅行費負債返済等の臨時	一・〇〇・〇

二、生存生活と文化生活の割合

食料費	衣住費	文化生活費	計
俸給生活者	四・九%	三・二%	一・〇%
日給生活者	五・四%	二・二%	一・〇%
不定收入者	五・四%	三・〇%	一・〇%

右の如く俸給生活者の文化生活費は他の二者の如く俸給生活者の文化生活費は他の二者

である。故に日給生活者は新聞紙の購讀のみである。故に日給生活者は新聞紙の購讀のみである。故に日給生活者は新聞紙の購讀のみである。

三、職業別生活費

家族數	食糧費	衣住熱費	文化生活費	計
小學教員	三・五	四・九一	三・八〇	一・〇九・九四
官公吏	四・〇	四・七	三・四〇(五・二九)	一・〇三・九六
警察官	三・五	四・一三	三・八八(一・二五)	七・六・三八
會社銀行員	四・三	五・五三	三・九六	一・〇七・三五
職工	四・三	六・七二	三・五三	一・一六・五五
人夫	四・〇	三・〇六	一・六〇五	五・五・八九

收入種別支出内譯

古物質商	五・七	七・八三	五・九二	二四・九九(・八〇)	一五・七三
鍛冶桶屋	四・六	三・〇九	二四・八八	七・八五(・三九)	三三・〇二
農業者	六・六	二四・九六	二五・九四	一一・七(・六九)	三三・六一
雜業	四・〇	四七・五	三三・四二	九・九二(・六三)	八〇・八二

右の如くであるが、之れを俸給生活者、日給生活者、不定額收入生活者に三大別して平均支出額を内譯すれば別表の如くである。

一家族平均人員

項目	俸給生活者		日給生活者		不定額収入生活者	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
食糧費	44.6	44.6	50.0	50.0	50.0	50.0
主食	33.4	33.4	24.3	24.3	20.5	20.5
副食	11.2	11.2	15.7	15.7	9.5	9.5
嗜好品	8.6	8.6	7.9	7.9	7.4	7.4
衣類費	14.2	14.2	11.9	11.9	14.3	14.3
居住費	23.3	23.3	7.9	7.9	7.4	7.4
光熱費	5.9	5.9	4.8	4.8	6.0	6.0
生存費計	80.9	80.9	69.6	69.6	72.5	72.5
保健費	4.1	4.1	2.8	2.8	2.3	2.3
養育費	2.6	2.6	1.9	1.9	1.1	1.1
讀書費	4.8	4.8	0.6	0.6	0.7	0.7
交際費	5.0	5.0	3.8	3.8	2.8	2.8
雜費	6.3	6.3	4.8	4.8	6.9	6.9
文化生活費計	23.4	23.4	12.7	12.7	17.8	17.8
總支出	103.4	103.4	82.3	82.3	89.6	89.6

普通船員の生計状態

費の内容を見ると、次の如くである。

普通海員船内生活費標準

海運界の不況時に於ける普通海員の生計状態に就き神戸市所在の海員組合の調査(本年十月中旬発表)によると、普通海員の最低生活費(即ち獨身海員の船内生活費)は一ヶ月四十二圓十八錢、夫婦者は妻一人に要する費用が月四十七圓九十二錢と天自身の船内生活費(即ち獨身海員の生活費)四十二圓十八錢を合せて月九十圓十錢、夫婦に子供一人を持つ者の生活費は百五圓十錢、子供二人、親一人を持つものは百四十五圓十錢を要するのである。今獨身海員の生活

項目	金額	月割
事業服	14.80	1.20
通常服(冬)	30.00	2.71
通常服(夏)	10.00	1.50
靴(事務用)	10.00	0.83
靴(通常用)	12.00	1.00
靴(長靴)	18.00	1.50
夜具	20.00	1.67
合羽	22.00	1.83
仕事用下駄	4.50	0.38
同足袋	6.00	0.50
通船費風呂賃	5.00	0.42
通信費	9.00	0.75
煙草	21.00	1.75

右の表中には食料は船主持ちとして計上してゐない。又醫藥費は船主の負擔に屬せぬ場合即ち下船中其他を見たのである。

第三 物價調節政策及運動

政府の小賣組合取締警告

客年財界變動以來諸物價殊に卸賣は前記の如く相當低落を見るに至つたが小賣價格

は其下歩合少く、中には從來の高値を唱へ居るもの尠くなく、之は小賣商の團體特に同業組合の如き向に於て定款の規定以外内密に規約を作り又は決議を以て價格の一定を計り不當に小賣價格の下落を防止してゐるのに起因すると専ら風評されたので、客年末農商務省は東京、神奈川、京都、大阪、愛知及び兵庫の各地方長官に對し管内に於ける同業組合の取締方に關し通牒を發し其取締の勵行に留意してゐたが現下の小賣價格は依然として曩日の高値を維持し、其原因の一として商人關係の同業組合の協定價格の實行に基因する旨を擧ぐる者多く中には其事實あるやう看取さるゝ組合があるので政府は八月十九日左記の如き通牒を發し同業組合の監督を一層嚴重にすることにした。

小賣價格ニ關スル同業組合ノ事情調査
並ニ取締ノ件

(大正十年八月十九日商第六六四號ヲ以テ農商務次官ヨリ各地方長官宛通牒)

物價ノ平準ヲ期シ國民生活ノ安固ヲ圖リ産業ノ發展貿易ノ振興ヲ策スルハ現下ノ急務ニシテ就

生活費問題

中日常必需品價格ノ高低如何ハ國民生活ニ直接至大ノ影響ヲ與フルヲ以テ其ノ平調ヲ保持スルハ最モ緊急ノ事ニ有之候處昨年三月中旬財界ノ變動以來一般物價ハ漸次下落ノ趨勢ヲ迎レルニモ拘ラズ小賣價格中ニハ依然トシテ曩日ノ高價ヲ維持シ甚シキニ至リテハ却テ漸騰ノ情勢ヲ示セルモノスラ有之勿論其ノ原因種々可有之候モ近時同業組合中私ニ販賣價格ヲ協定シテ不自然ニ物價ノ低落ヲ阻止シ不當ノ利益ヲ貪リツ、アリトノ非難モ有之哉ニ聞及候ニ就テハ此際速ニ貴管下ニ於ケル各組合ノ詳細ノ内情御調査ノ上此種不都合ノ行爲アリト認メラル、組合ニ對シテハ主要物産同業組合法第十五條並ニ同施行規則第四十五條ニ基キ嚴重ニ之カ取締ヲ勵行相成様特ニ御配意相成度依命此段及通牒候也
追テ本件ニ關シ貴官ニ於テ執ラレタル措置ニ付テハ其都度御回報相成度右申添候

憲政會の物價調節案

十月五日憲政會政務調査總會に於て可決したる物價調節具體案は次の如くである。

現今我國に於ける物價の不廉が貿易の衰退を招き國民の生活を脅威するは社會上經濟上深憂に

堪へざる處なり、特に近時に於ける物價が却て昂騰の傾向を示すに至れるは實に看過す可らざる處に屬す、此の如きは畢竟政府が既往の財界に處して其政策を誤りたるに基くものにして我黨の頗る遺憾とする處なり、思ふに今日の急務たる、政府は宜しく物價問題に伴ふ經濟界思想界の真相を洞察し進んで節約緊縮の範を示し更に物價調節上各種の政策を組織的に實行すべし、國民も亦自ら顧みて浪費を戒め力行を勵み徐るに國力の充實を計るにあり、政府は最近に至り初めて物價調節の要を悟りたるもの、如きも其着眼概ね枝葉末節に流れて問題の根本に觸れざるが故に、之れによりて所期の目的を達すること難し、我黨は現下の趨勢に鑑み如上の見地に基き、先づ以て官民相互の自覺を促し、之れと同時に緩急を計て左記方策の實行に努め以て物價問題の解決に資する處あらむとす
一、速に行政及財政(中央及地方)の整理緊縮を行ふこと
二、國稅(關稅を含む)及び地方稅の整理をなすに當り成る可く生活必需品に對する課稅の輕減に意を用ひ生産費の減少を圖ること
三、投機思惑を助長し物價を釣上げ若しくは物價の低落を阻止するが如き政策を行はざること
四、速に金の輸出禁止を解除すること
五、多數國民の間に廣く散布せる通貨を收縮す

る爲割増金附小額勸業債券貯蓄債券の類を發賣し且つ簡易保險金額の最高限度を適當の程度に引上げる事

六、鐵道運賃を引下げること

七、生活必需品小賣相場の低廉を圖る爲小賣商の不當利益取締を勵行するの外模範的公設市場を設け標準價格を以て販賣せしむること

八、政府は極力低利資金を融通し公共團體をして住宅の建設をなさしめ標準貸賃價格を以て主として労働者に貸與せしむること（住宅建設資金の財源に就ては第五項参照）

九、事業會社は生産費節減の目的を以て自制的に配當及び重役賞與金を減じ且つ生活必需品價格の低落と相俟て勞銀の整理を行ふに努むること

一〇、物價不廉の原因が供給の不足にありと認めらるゝものに就ては繰業短縮の緩和若しくは撤廢せしむるに努むること

右の外消費組合、購買組合の普及、購買方法及び商業機關組織の改善、取引所法の勵行、一般國民消費の節約、特に上流階級の自制、従業員及び労働者能率の向上、企業の整理合同機械應用擴張等諸般の事項と相俟て物價の調節に資すべきは論を須たず、

以上列擧したるもの、中、政府又は公共團體の施設を以て實行し得べきものは直に之が効果を擧ぐるに努め、當業者の徳義と國民の自覺に俟

つべきものに就ては速に之が宣傳實行を期すべし

東京實業組合聯合會の小賣

問題對策

東京府が警視廳と共力して暴利取締に全力を盡してゐる時、一方東京實業組合聯合會は十月十五日理事會を開いて小賣問題に就き協議をしたが更に十九日評議員會を開きて審議の上之れに對する意見書を發表することに決定した。今其意見書の要領を記せば次の如し、

物價殊に小賣相場が卸相場に比し順當に下落せざるは通貨膨脹にあるべし（中略）故に實際通貨の引揚と財政の緊縮を行ふは物價低落の最良手段なりと信ず（中略）又米穀法に基き米の買上價格を定め米の低落を防止せるが如きは物價騰貴の趨勢を助長するものに非ざるか（中略）故に此際右制度自體若くは其運用に何等かの加減を施す要あるべし、次に生絲賣上値段の公定、鐵道運賃の値上も亦物價騰貴の一因なり、また或種企業會社の如きは共同と大資本との力により製品の價格を維持し殆んど價格低下を顧慮せざるには非ざるかの感を抱かしむるものあり即ち世人の認めて不當とする高率の利殖配當を爲すものさへあ

り、如斯は輸出不振の因をなし併せて内地需業者を苦しめ一般物價に多大の影響を與ふるものにして憂慮に堪へず又一考するの要あるべし。

と云ふので『現時の小賣相場は事實小賣業者の營業狀態より見て必ずしも不當と認められない、徒に當業者のみに其責を負はすのは物價を下落せしめる所以でない』と云ふことを暗に諷示して居る。尙此意見書の外左記の如き日用品標準價格調査會設置の建議案を農商務省其他關係官廳に提出すると共に之れが實行方法に附ては府市及商業會議所と協議して根本的に物價の低落と其施設の改善を促進せんとするのである。

標準價格調査建議案

今や生産費遞減問題は隨所に提唱せられ物價の引下は現下の最重要事として上下擧つて其方策に没頭せるに當り小賣業者暴利收得若くは小賣値段不當高價の聲を聞くは吾人等の遺憾とする處なりと雖も實際上其正否を判別するは困難にして是非の争議は容易に絶ゆる事なかるべく其結果當業者の反感は終に思想惡化を誘致するに至るなきを保せず依て吾人等は茲に日用品標準價格調査委員會の設置を提議し重要都市に於て其他府縣及び市當局並に民間諸團體の幹部を委員に擧げ其會議を以て

先進國の例に倣ひ標準小賣相場を定め時々之れを發表し小賣業者のために世間の誤解を解き彼等をして何等非難攻撃を受くるなく、正々堂々營業するを得せしめ以て其緩和を圖るゝ同時に不正行爲の取締を容易ならしめ且つ他面に於て需要者に物價基準を示し家計の改善を促し以て需給兩者の覺醒によるを本問題解決の捷徑なりと信ず

東京商業會議所の小賣相場

調節案

東京實業聯合會に前後して東京商業會議所は小賣相場調節に關する農商務省の諮問に次の如き要領の答申をした。

- 一、庶民金融を緊縮する爲め小額公債並に小債額券を發行し且つ貯金を獎勵し購買力の調節を圖る事
- 二、貸銀の低下を圖り家賃緩和の意味にて日用品小賣店舎に住宅組合法、其他の特典を與へ建物賃貸價格に對する稅率も低減し又運賃を引下ぐる等營業費の輕減を圖ること
- 三、同業組合が協同の力を利用して不自然なる相場を支持するが如き危險を防止すること
- 四、小賣價格を増加せしむべき不良の慣習(御用聞、掛金制度等)を排除するため宣傳をなすこと
- 五、商業會議所其他の機關を利用し日用品小

生活費問題

賣相場を調査し一定の期間毎に標準相場を公表すること
六、公設市場の改善

東京市の度量衡取締

從來我國の商人は慣習的に拵目や量目を減じて消費者を二重に苦しめて居たが、其の不正を是正する程輿論が之れに向つてゐなかつた。然るに近年生活費問題の高まると共に此方面に向つても非難漸く高まり殊に今年に甚しくなつた。當局者も亦之れに對して著しく注意をし又活動を始めた。東京府市當局は協力して計量器並に物品の容量検査を勵行する事となり昨年以來專任警察官を以て之れを監視せしめたが一部不正商人は巧に法網を潜つて不當な利益を貪つて居る者多き處から警視廳保安部にては更に峻烈に取締る事となり本年初より不意に商店に臨檢して不正計量器や不正品を押収しては告發、説諭等をして嚴重なる檢舉をした。今七月發表した處によると次の如き狀況を示して居る。

警察署	検査數	不正數	告發數
六本木署	九二四	一七	二

谷中署	三八七	三	
早稲田署	一四三三	三九	
本當土署	四四七二	一四	
北紺屋署	一七〇六	四〇	
青山署	四四五	一五	
日比谷署	八五	一	
愛宕署	二一六三	七九	
洲崎署	一六八八	一四八	
南千住署	三〇九八	一五四	
高輪署	四二五	二八	
南元町署	一三〇八	三	
象潟署	二二六三	三三	
水上署	七二	六	
澁谷署	一一一六	二〇	
錦町署	一四六三	七五	
三田署	一六四九	一一	
久松署	一一四八	七	
淀橋署	一七五四	一一	
新場橋署	一一二八	五七	

以上市内全警察署の約三分の一の成績に就て見るに最も不正商の多いのは洲崎署管内で次いで南千住、淀橋、錦町、北紺屋の順で日比谷と谷中は最も尠いが總じて日頃物價低廉の評判ある場所に比較的に不正商多く、特に市内中心を離れた所の廉賣場附近に不正商が蝟集してゐる。

東京府の小賣組合取締

東京府産業部は農商務省の警告に鑑み警視廳と共力して暴利不正の状況を調査すると同時に同業組合の悪用を防止する手段を考慮してゐたが九月中旬、一般同業組合に對し小賣値段の協定に就て其間の事情を知悉するため通知を發して速に之に申告するやう促したが、此種組合中最も暴利を貪るとの噂あつた砂糖同業組合、東京牛乳商組合、白米小賣商同業組合、東京酒醬油商同業組合に次の如き戒告を發すると同時に申告書を一週間以内に送致すべき旨を嚴達した。

(酒醬油組合宛)

- 一、清酒小賣相場は實際に於て六月規定の標準より激落を告げ居るに拘らず尙當時の價格表を揭示せるは如何なる理由なりや
- 二、醬油標準中特等品に就てはヤマサ印外三點と指定しあるも一等乃至六等は單に二等級を示すに止まり品名の規定なきは穩當にあらず、右は組合員の任意とせば組合員をして各自に該當品名を揭示せしむべく、然らずんば組合に於て之を定め揭示せしむべし
- 三、問屋建値の騰落に従ひ標準價格改訂の基準を規定し當廳に届出づべし
- 四、組合設置の目的は不正品販賣の矯正に存

す、然るに之れが實行に努めずんば組合存立の意義を失ふを以て當初の計畫を勵行すべし五、標準相場は大體の標準を定めたるものとして組合員をして之れに據らしむるは不可なきも強制するものに非ざる旨を組合員に通知すべし、右通知の上は寫を添へ當廳に報告すべし

(白米商宛)

- 一、標準價格設定に際し搗減り九分乃至一割となすは過當にあらざるや、相當引下げの餘地あるものと認む
- 二、生搗米を精白米の一圓高と爲したる理由を開陳すべし
- 三、組合員をして成るべく其販賣すべき一乃至三等米の品名を揭示し一般需要者に明示せしむべし
- 四、品質並に計量に付需要者を欺瞞すべき行爲あるものを取締る爲め検査を勵行すべし
- 五、前の五と同文

(砂糖商宛)

- 一、五月改正現行標準相場は目下の糖價に比例せず相當改訂を要す
- 二、問屋建値の騰落に伴ひ標準の改訂を爲すべき基準を定め當廳へ届出づべし
- 三、前の三と同文

(牛乳商宛)

- 一、標準價格十錢と定めあるも實際に於ては七八錢の間を往來しつゝあるは標準價格の設

定に餘裕あるがためなりと認む相當改訂すべし
二、屢々不正品を販賣するものあり、組合は検査を勵行し以て之れが絶滅を期すべし
三、前の三と同文
であつて砂糖商、牛乳商に最も手酷しい痛棒を加へてゐるが更に左記五十四の同業組合に對しても酒醬油商組合へ發した第五項のみを通牒した、

賣肉、食料鳥類、疊表花筵、金物、洋服、食料蒔莖製造、疊製造、材木、玻璃器、小間物賣藥、小間物化粧品卸賣商、染物、護謨、靴鉛筆製造、蒲團蚊帳、砂糖貿易商、薪炭問屋莫大小、帽子製造、挽物製造、挽物問屋、石鹼製造、陶磁器、染料、工業藥問屋、織物問屋、印刷、菓子、壁材料、洋傘問屋、洋酒罐詰問屋、紙、足袋、箆筒、材木問屋、藥種貿易、雜穀問屋、文具卸商、萬年筆製造、白土商、硝子製造、吳服太物商、シャツ商工、履物、自轉車、澱粉、小間物製造、靴商工、藥物煙草具製造販賣、藤商工、眼鏡製造販賣、八王子薪炭、八王子米穀

其中砂糖商組合は通牒後標準値段段を改訂し、百斤に就き一圓の差があれば一斤に就き一錢下げる事を規定したと答申し、牛乳商組合其他は殆んど無反省と云つても好い自家辯護的の答申を夫れ夫れして來た。此

等同業者組合は當局の認可を受けて居るものよりも任意に作つたものが多く、從て警視廳、東京府等が解散を命ずること困難なるのみならず假令命ずるも直ぐ秘密裡に盛返して取締官なき眼中にない有様である。尙ほ此種の任意組合は他を顧みない暴利本位の組合なる故組合員以外の同業者の出現を怖れ同業者を組合に引入れる爲には問屋と妥協して商品の融通を妨げ、中傷を流布して獨立の同業者を壓迫するばかりでなく組合内に於ても視察員を設けて組合格約に違反した者から過怠金を強制してゐるが、

但書に準據するものと認めて第十四條第二項により組合脱退の命令方を請願に及んだ而して右組合脱退の理由は組合法に於て白米商は必ず同業組合へ加入する義務を有する規定であるが、同業組合は其定款の示す如く主として同業者の利益増進を目的とする機關として設立せられたものなる故、從つて消費者側に非難の聲が高いばかりでなく監督官廳からも屢々警告を受けて居る。因て市設市場の白米商が同業組合の規定に服従する時は到底、消費者本位の營業を續け行く事が出来ないと同時に、市場で販賣する白米と同一の品を自店で賣るには同業組合格定の價格に依らねばならない故同一品が市場と自店とでは價格を異にすると云ふ矛盾が生ずるので此際組合法に於ける除外例を楯に斷然脱退する事に決したと云ふのである。於茲乎白米商同業組合幹部は大に驚き同五日組合長以下四名は農商務省商務局長に面會して種々具申する處あつたが却つて戒飭された。然も東京府は同七日知事の名を以て次の如く五同業組合に標準價格

の撤廢と之れに關係ある定款の變更を命令した。

(白米商宛)

其組法定款第四條第二項第一號に左の但書を加ふ

但し組合員の業況により右以下の等級を付することを得

第六條乃至第八條を削除す(以下略す)
右命令す

府 知 事

(東京牛乳商同業組合宛)

其組法定款第八條を削除す、大正十年六月二十三日組合會決議は其定款に違背事項ありたるを以て之を取消すべし
右命令す

府 知 事

(參照 第八條本組合は牛乳需要の緩急に應じ役員會の決議を以て牛乳賣買標準を定め之を組合員に通知す但し牛乳脂肪百分の三に比重攝氏一五度に於て一・〇二八、乃至一・〇三四を以て標準とす)

東京酒類仲買小賣商同業組合

同 賣肉商同業組合

同 洋服商同業組合

右の組合に於て標準價格を定むることを得ず仍て現在發表せるものあらば之を撤去すべし

府 知 事

と。東京府は又同五日現在により酒醬油

砂糖の三種に就て調査したが其發表したる處によると

麴町	四・〇	二・五	八・七	三・三	四・五
赤坂	四・〇	二・五	八・七	三・三	四・五
四谷	四・〇	二・五	八・七	三・三	四・五
牛込	二・五	二・五	八・五	三・三	八・〇
小石川	二・五	二・五	八・五	三・三	八・〇
本郷	二・五	二・五	八・五	三・三	八・〇
芝布	二・五	二・五	八・五	三・三	八・〇
麻布	二・五	二・五	八・五	三・三	八・〇
京橋	二・四	二・五	八・五	三・三	八・〇
日本橋	二・四	二・五	八・五	三・三	八・〇
下谷	二・四	二・五	八・五	三・三	八・〇
浅草	二・四	二・五	八・五	三・三	八・〇
神田	二・四	二・五	八・五	三・三	八・〇
本所	二・四	二・五	八・五	三・三	八・〇
深川	二・四	二・五	八・五	三・三	八・〇
平均	二・四	二・五	八・五	三・三	八・〇
最高	二・五	三・〇	九・〇	三・四	一・〇〇
最低	二・三	二・三	八・四	三・二	七・〇
公設	二・三	二・三	八・四	三・二	七・〇
市場	二・三	二・三	八・四	三・二	七・〇

であつて同一の酒一升に就ても店によつて四十五錢の差があり、醬油一樽で六十錢砂糖一斤で五錢、味噌が一貫目三十錢と何れも其價格に少なからぬ相違があつた。然し東京府の此標準價格撤廢はかなりに

功を收め都下全組合全商人に影響を及し白米商に至つては晉に東京府下のみならず全國の小賣に影響を及した模様である、從來全國米屋の大部分は小賣標準値段を定めるに當り東京白米同業組合に於て設定した架空の値段を基礎としてゐたからである。(東京朝日、東京日々、中外、商業、時事に依る)

愛知縣の暴利取締

愛知縣當局者は一月以來米麥砂糖以下十數點に就き縣下一萬人以上の都市に於て一定日に調査して來たが縣產業部長及び警察部長の名を以て左の如き通牒を九月上旬縣下各郡市長各警察署長に發して取締方を命じた。

物價の標準に關する件

物價の標準を期するは現下の急務にして日常必需品價格の高低如何は國民生活に直接重大の影響を與ふるを以て其平調を保持するは最も緊要のことに有之候處昨年財界變動以來、物價は漸次下落するに小賣價格中には依然として高値を維持し甚しきに至つては漸騰の狀態を示せるものすら有之勿論其原因種々有之べきも近時同業

組合、準則組合又は申合組合中竊に販賣價格を協定して不自然に物價の低落を阻止し不當の利益を貪りつゝありとの非難も有之やに聞及び候農商務省より通牒の次第も有之候間此際速に貴管下各組合に於て不都合の行爲の有無詳細取調べの上御回報相成度候

又同二十日川口知事は大要左の如き命令書を名古屋、豊橋、岡崎、一宮、四大公設市場、熱田魚市場、枇杷島青物市場等に發し一日の卸賣相場を一般に公表せしめ、民衆の自覺に依り小賣價格の調節を圖る事とした。

市場にて取引される重なる商品の相場を毎日午前十時迄に其前日分を適當なる方法を以て公表すべし、公表の方法は本命令接受の日より五日以内に之を愛知縣知事に届出づべし

佐世保の不買同盟

大正九年十二月廿一日佐世保海軍工廠職工より成れる技工團一萬三千餘人が暴利を貪る不正商人を膺懲せんとして佐世保市内商人に對して起したる不買同盟は態度強硬にして同市内各商人に對し多大の打撃を與へしが、海軍の藤田造船少將、飯田主計大佐

中村工廠副官、市當局者及市會議員有志等之れが仲裁として立ち同月廿九日現市役所樓上に於て技工團側交渉委員十七名と會見したいが其際技工團側は「市内の不正商人と不正同業組合とを類別し」同業組合及び之れに類似するものを直ちに解散して自由販賣をなし」商業會議所創立の促進」を計り、設立まで之れに代る可き機關を設置して毎月三回位標準價格を發表すべし」又市内商人は最も正確なる正札を付して販賣し」今後不正商人を發見したる時は市當局は之れに對し相當の制裁を加ふべし」と云ふ要領の覺書を提出し其他相當苛重な附帶條件を付したので、商議纏らず、本年一月に至つたが同八日「商家は互に將來を戒め一層誠實を旨とし此際陳謝の意を表すこと」法律規則に依らざる同業組合は此際解散すること」商家は商業團を一月中に設立して正札を附すること」と云ふ意味の妥協案を以て市當局者其他の調停者の調停に應じて落着したが之は佐世保市に於ては勿論我國に於ても空前の出來事であつた。

生活費問題

各府縣の暴利取締

本年中に於ける物價調節政策及運動の主要なるものは大體上述の如きものであつたが、なほ京都府は二月末警察部産業部協力して小賣商暴利の程度を調査して之れが取締をなし、大阪に於ても、府市當局者並に商業會議所の三者合同して暴利取締の意を以て市内小賣値段を調査發表して輿論の喚起と此等小賣商人の反省とを促した。其他商業會議所は府商工課と協議して店頭の商品に正札を付せしめ以て直ちに他店の價格との差異を需要家に識別せしめるやう計畫を樹立した。神戸市に於ては商業會議所が主として中心となり、或は横暴地主、大農等の自家擁護策たる米の不賣同盟に對して抗議をなし、或は委員會を設けて日用品小賣値段の引下方法を攻究してゐたが二月九日市内警察署長 縣市商工課長の參加を求めて生活必需品小賣値段調節方法を協議した。又福岡縣に於ても一月廿一日より廿三日に渡り福岡警察署は市内各米穀商に付き一齊に検査を行ひ不正商人を處罰し、同卅

一日には市内に配達さるゝ牛乳瓶の容積を検査して出來るだけ不正商の取締をした。其他之れに類似した暴利取締は各府縣を通じて行はれ、又各地の新聞紙も之に對して極力聲を大にして應援を與へてゐたか、要するに物價調節の聲は高かつたが實際の調節策は此程度以上に出てゐなかつた。